

City Life NEWS

全国で注目される施策や課題は、地域で暮らす私たちにどう影響するのか?身近に起きた出来事やトレンドなど、幅広い分野のニュースを紹介していきます。ネットでもさまざまなニュースを紹介しています。



シティライフNEWS で検索

大阪府北部地震における各市の支援

北摂地域を襲った大阪北部地震。被害の大きかった地域では、今もなお生活に支障をきたしている住民も多い。各市では、地震被害に関する問い合わせ窓口を設置し、さまざまな支援を行なっている。該当する方はぜひ制度を活用してほしい。



自宅が一部損壊したSさんは、現在賃貸住宅を借りて住んでいるが、金銭的な負担が大きい。「修理するにも引っ越しするにも大きなお金が必要で、すぐには決められない。先のことを考える気が重くなります」と肩を落とす。支援制度からこぼれ落ちてしまった人の生活再建も今後の課題だ。

なお茨木市では、一部損壊も含めた独自の支援制度を設けると発表した。8月中旬から受付開始。

地震による被害状況

6月18日7時58分、最大震度6、マグニチュード6.1の地震が大阪北部を襲った。高槻市、茨木市、箕面市では震度6弱、豊中市、吹田市、摂津市でも震度5強を記録し、大阪府全体で4人の死者と360人の負傷者を出した。住宅は10棟が全壊し181棟が半壊に(7/13時点)。高槻市では水道管が破裂して大量の水が道路に溢れた。一時は電気、ガス、水道などのライフラインがストップ、電話も不通になった。JRや阪急、大阪モ

ノールなどの交通機関はこの日、軒並み運行休止に、飛行機も欠便が相次いだ。

不足するボランティア

震源地に近い地域では、本棚や食器棚が倒れ、室内に足の踏み場もないほど物が散乱し、ガラスや食器類が割れたという声が聞かれる。片付けが少しずつ進められているが、府や社会福祉協議会による災害ボランティアの数は十分ではなく、順番待ち状態だ。茨木市在住のSさんは「高齢者の一人暮らしの

方は困っているのでは。優先してボランティアを派遣してあげてほしい」と話す。また、防災リュックも散乱したものに紛れてしまったため、すぐに取り出せる場所に置いておくことが大切だと実感したという。

被災者の現状は?

壁に亀裂が入ったり、屋根の瓦が落ちたり、歪みが生じた住宅は、今後修理等が必要になる。しかし、「半壊」ではなく「一部損壊」に該当し、支援制度の補助対象とはならないケースも。

茨木市

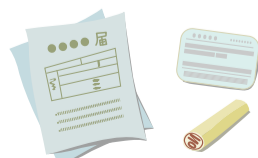
- 災害全般に関する問い合わせ コールセンター 072-655-2750
- 被災証明に関する問い合わせ 資産税課 072-620-1615
- 災害見舞金
地震により、治療に3カ月以上要する傷害を負った方3万円。住家に一定以上の被害を受けた方。全壊(全焼)5万円、半壊(半焼)3万円
障害福祉課 072-620-1636
- 災害弔慰金
地震により亡くなった方の遺族に。亡くなった方が生計維持者500万円、それ以外250万円
障害福祉課 072-620-1636
- 災害救護資金の貸付
世帯主が負傷または住家(半壊または全壊)、家財に被害を受けた方
障害福祉課 072-620-1636
- 市税の減免、猶予
地震により、多額の出費を要した人
市民税 市民税課 072-620-1614
固定資産税 資産税課 072-620-1615、
納税猶予 収納課 072-620-1616
- 国民健康保険料の減免など
一定以上の被害にあった方 保険年金課 072-620-1631
- 国民年金保険料の免除など
一定以上の被害にあった方 保険年金課 072-620-1632
- 介護保険料の減免など
一定以上の被害にあった方 長寿介護課 072-620-1639
- 各種証明書の発行手数料の免除
一定以上の被害のあった方
市民課 072-620-1621 市民税課 072-620-1614
救急救助課 072-622-6959
- 水道料金、下水道使用料の軽減
敷地内の水道管等が破損し漏水した方
営業課 072-620-1691
- 耐震改修、診断補助
平成12年(除却は昭和56年)5月31日以前に建築確認を受けて建設された建築物について、耐震診断、改修除却に一部補助
居住政策課 072-655-2755
- 住宅改修支援金[新制度]
震災による損害(全・半壊、一部損壊)に伴い30万円以上の費用を要した改修等を補助。所得制限あり。事後申請可。
居住政策課 072-655-2755
- 転居費用支援金[新制度]
被災に伴う別の市内賃貸住宅への転居(引越)費用を補助(全・半壊、一部損壊)。所得制限あり。事後申請可。
居住政策課 072-655-2755
- こころ相談 こころのケアセンター 070-1443-9402
- 災害支援ボランティア相談窓口
社会福祉協議会災害ボランティアセンター 072-627-0086

高槻市

- 災害全般に関する問い合わせ
市役所総合センター1階 市民生活相談課内
072-674-7022(総合案内)
- 被災証明に関する問い合わせ 総務部資産税課 072-674-7143
- 災害見舞金
災害により治療期間1カ月以上の傷害を受けた
市民総務部危機管理室 072-674-7314
- 災害弔慰金
地震により死亡された市民のご遺族及び心身に重度の障がいを受けた
総務部資産管理課 072-674-7686
- 市税の減免
一定以上の被害を受け、納付期限までに納付が困難
総務部市民税課 072-674-7132
- 国民健康保険料の減免、猶予など
家屋などに多大な損害を受け、保険料納付が困難
納付相談 072-674-7076
- 国民健康保険医療費の一部負担金の免除など
災害により世帯主死亡もしくは障がい者となり、又は家屋の全半壊など著しい損害を受けた。収入が一定水準以下となった場合
健康福祉部医療給付課 072-674-7079
- 介護保険料の減免など
家屋などに多大な損害を受け、保険料納付が困難
納付相談 072-674-7076
- 水道料金などの減免
漏水による水道料金の減額 水道部料金課 072-674-7902
- 災害ごみ収集
ガラス、せともの類、瓦、がれきなど 清掃業務課 072-669-1153
- 災害ごみ持込み
ガラス、せともの類、瓦などの災害ごみ
高槻クリーンセンター 072-669-1950
- 住宅支援窓口
住宅の各種制度や相談窓口の紹介 住宅課・建築課 072-674-7794
- 住宅耐震化への補助金
昭和56年5月31日以前に建築確認を受けて建てた建築物について、耐震診断費用などの一部補助
都市創造部審査指導課 072-674-7567
- 健康、こころ相談 保健予防課 072-661-9335
- 災害ボランティアセンター
高槻市社会福祉協議会 080-5068-9427

摂津市

- 災害全般に関する問い合わせ 防災管財課 06-6383-1325
- 被災証明申請特設窓口専用ダイヤル 06-6170-1300
- 災害障害見舞金
地震により心身に障害を受けた方。生計維持者の場合250万円。それ以外125万円 保健福祉課 06-6383-1386
- 災害弔慰金
地震により亡くなった方の遺族に。死亡した市民が生計維持者500万円。それ以外250万円 保健福祉課 06-6383-1386
- 災害援護資金の貸付
世帯主が負傷または住家(半壊または全壊)、家財に被害を受けた方
保健福祉課 06-6368-1386
- 市税の減免
一定以上の被害にあった方
市民税課 06-6319-1990 固定資産税課 06-6383-1349
納税課 06-6383-6133
- 国民健康保険料の減免、猶予など
災害などにより家屋の損害を受けた方 国民年金課 06-6383-1555
- 国民健康保険医療費の一部負担金の免除など
災害などにより家屋の損害を受けた方
国民年金課 06-6383-1555
- 介護保険料の減免など
一定以上の被害にあった方 高齢介護課 06-6383-1379
- 災害ごみ収集
大量に出る場合などは 環境業務課 072-634-0210
- 災害ごみ持込み
地震により破損した家財道具などを大量に、一度に処分したい場合は、環境センターへ直接持ち込み可能 072-634-0211
- 住宅耐震化への補助金
昭和56年5月31日以前に建築された建築物について、耐震診断費用などの一部補助 建築課 06-6383-1407
- 被災住宅の応急処置
住宅が半壊または大規模半壊の被害を受け、自ら修理する資力のない世帯に、限度額1世帯58万4千円を補助
建築課 06-6383-1407
- 健康、こころ相談
大阪府茨木保健所地域保健課精神保健福祉チーム
072-624-4668
- 災害ボランティア相談窓口
摂津市地域福祉活動支援センター 06-6318-1128



平成30年大阪府北部地震義援金の募集について

今回の地震によって被害を受けた被災者を支援するため、社会福祉法人大阪府共同募金会では、義援金を募集している。集められた義援金は、大阪府に設けられた義援金募集委員会で使途や配分について決定し、被災した市町を通じて被災者に支給される予定。募集期間は9月28日まで。

詳しくは、大阪府共同募金会ホームページにて。

<http://www.akaihane-osaka.or.jp/>

※各市の支援制度には、諸条件があるため、詳細は問い合わせを。